

キャッシュレスへの対応は大丈夫ですか 10月からは消費税対策も

国では、オリンピック・パラリンピック東京大会を視野に、国内でのキャッシュレス化を進めています。

この一環として、10月の消費税引き上げ時には、需要の平準化対策として、「キャッシュレス・消費者還元事業」が予定されており、キャッシュレス手段を使っ

た消費者には5%のポイント還元。中小企業者には「端末導入を無料に、決済手数料を補助等によって軽減」される内容になっています。よくご検討ください。

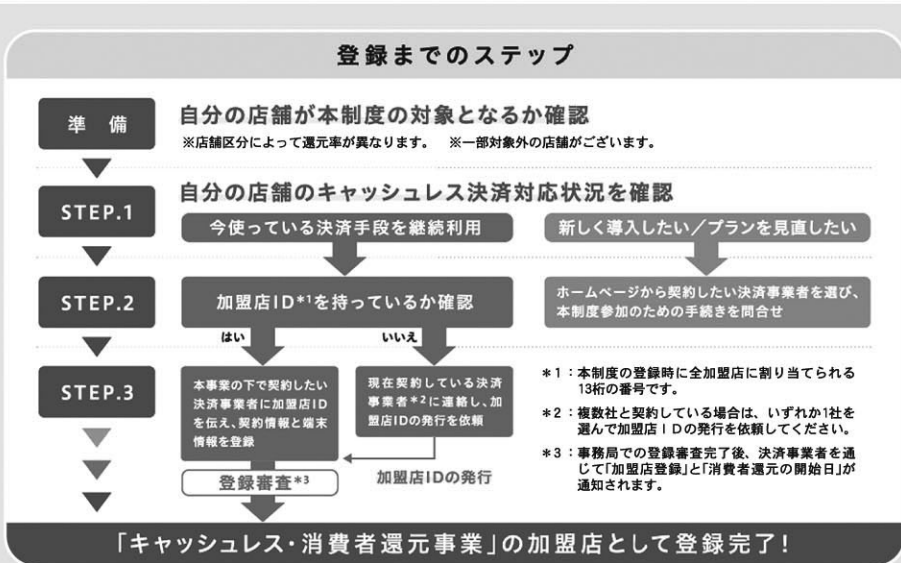
「キャッシュレス・消費者還元事業」の概要は、次のとおりです。

キャッシュレス・消費者還元事業

- 【メリット】 ①今なら端末等の負担がありません。②決済手数料が3.25%以下になります。③消費者還元で集客力がアップ。④レジ締め・現金取扱コストを省いて業務の効率化。

登録と仕組み

事業には、事業者の登録が必要（右図）です。



なお、キャッシュレス化は、メリットがある反面、クレジットの取り扱いが無い店舗が初めてキャッシュレス化を行った場合は、決済手数料や端末のランニングコスト、売掛の発生などのデメリットもあります。実情に合わせて必要性をご検討ください。

○問い合わせ

ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け (キャッシュレス・消費者還元事業)

0570-000655 (IP電話等用) 042-303-4203
受付時間 平日10:00~18:00 (土・日・祝日除く)

【事業の詳細】

ホームページ「キャッシュレス・消費者還元事業」に掲載されていますのでご覧ください。

人材確保へ働きやすい職場を 京都府の補助事業

京都府では、「子育て環境日本一の京都」に向けた職場づくりに取り組む中小企業者に対し、支援制度を創設されました。

【補助額】

- ・ 中小企業等が個別に実施する場合
補助対象経費の2分の1 (上限50万円)
- ・ 小規模企業者が個別に実施する場合
補助対象経費の3分の2 (上限50万円)

【対象事業】

- ・ 人材の確保・定着を促進するため、仕事と育児・介護等の両立を支援するために行う、ノウハウの蓄積や施設整備。
- ・ 講師謝金・旅費、印刷製本費、広告宣伝費、ホームページ作成費、備品購入費、ハード整備等の経費。

【締め切り】

令和2年1月31日(金)まで

○問い合わせ 京都府中小企業団体中央会
(Tel 075-708-3701)